

令和3年1月8日

生徒の皆さん
保護者の皆様

東京都立成瀬高等学校長
宮田 明子

1月12日（火）からの教育活動について

日頃より、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

昨日、国は一都三県を対象に緊急事態宣言を発出し、東京都は緊急事態措置として「人の流れを止めること」を目的に、国や区市町村とも協力を図りながら、都民に対する不要不急の外出自粛や、事業者に対する営業時間短縮、イベント等の開催制限など、実効性のある対策を講じることとしました。

これを受けまして、都立学校では、1月12日（火）より、一度に集める生徒数を全生徒数の2/3程度とする分散登校を実施することとなりました。これ以外については、1月5日（火）に配布（ホームページにも掲載）いたしました教育活動の内容と大きな変更はございませんが、実施期間やオンライン学習等について変更や追加がありますので、以下に記載いたします。ご確認のうえ、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

この難局を乗り越えるため、生徒の皆さん、保護者の皆様とともに、教職員一同力を合わせて教育活動を進めてまいります。引き続き、感染防止対策へのご協力を、どうぞよろしくお願いいたします。

記

1 学校運営の基本方針

感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。

2 各学年の今後の教育活動について

- (1) 3学年は、1月18日（月）から予定していた自宅学習期間を早めて、1月9日（土）からとする。
- (2) 1・2学年については、1月18日（月）を除き、全日全員登校を基本とする*。
※3学年が自宅学習期間に入るため、登校生徒数は全生徒数の2/3程度となるため。
※1月18日（月）は、1学年は午後授業〔5～7限〕、2学年は午前授業〔1～4限〕とし、登校時間等は別途連絡する。
- (3) 公共交通機関の混雑状況と、近隣の学校の登下校時間等を勘案し、当面は、8時30分始業、50分授業を継続する。
- (4) 各教科・科目の授業内容、授業形態等を考慮しながら、対面授業とオンライン授業・学習を実施する。オンライン授業の実施により、当初の授業日や期間が自宅学習に変更される場合もあるため、詳細については都度連絡する。

3 教育活動の中止期間の変更（延長）

1月5日の文書中、「2 学校の教育活動 (3) 放課後の活動の中止」に記載した以下の

活動は、中止の期間を1月末までから緊急事態宣言の解除される日までに変更する。

- (1) すべての部活動。大会・コンクールへの参加、対外試合・合同練習等を含む。
- (2) 特別活動（行事の準備等も含む）

4 その他

- (1) 感染予防や感染への不安により登校できない場合などは、オンライン等の利用や課題等で対応しますので、保護者の方が学校にその旨を連絡してください。
- (2) 今後の感染状況により、これらの教育活動について変更を行う場合もありますことをご了承ください。

[問い合わせ先] 副校長 福岡 直樹

TEL 042-725-1533